

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年5月14日

【会社名】 武田薬品工業株式会社

【英訳名】 Takeda Pharmaceutical Company Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO クリストフ ウェバー

【本店の所在の場所】 大阪府大阪市中央区道修町四丁目1番1号
(上記は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄の連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 該当なし

【事務連絡者氏名】 該当なし

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町二丁目1番1号
(武田薬品工業株式会社武田グローバル本社)

【電話番号】 東京(3278)2111(代表)

【事務連絡者氏名】 グローバルファイナンス グローバルコンソリデーション&ジャ
パンレポーティング ヘッド 竹田 徳正

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 49,009,300,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 武田薬品工業株式会社東京本社
(東京都中央区日本橋本町二丁目1番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中央区栄三丁目8番20号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)
証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

第一部 【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	11,350,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1 2019年5月14日開催の取締役会決議によります。
2 振替機関の名称および住所は次のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	11,350,000株	49,009,300,000	24,504,650,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	11,350,000株	49,009,300,000	24,504,650,000

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
2 発行価額の総額は、本新株式発行に係る会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
4,318	2,159	100株	2019年5月31日	-	2019年6月10日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2 発行価格は、本新株式発行に係る会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
3 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。
4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
武田薬品工業株式会社	大阪府大阪市中央区道修町四丁目1番1号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 東京営業部(211)	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
49,009,300,000	-	49,009,300,000

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額49,009,300,000円については、2019年6月以降、諸費用支払などの運転資金に充当する予定であります。

なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて行います。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要(2019年5月14日現在)

名称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与E S O P信託口・75940口)
本店の所在地	東京都港区浜松町二丁目11番3号
代表者の役職および氏名	代表取締役社長 成瀬 浩史
資本金	10,000百万円
事業の内容	有価証券等の管理業務、資産管理に係る管理業務・決済業務
主たる出資者およびその出資比率	三菱UFJ信託銀行株式会社 46.5% 日本生命保険相互会社 33.5% 明治安田生命保険相互会社 10.0% 農中信託銀行株式会社 10.0%

b 提出者と割当予定先との間の関係(2019年5月14日現在)

出資関係	信託勘定(下記E S O P信託を含みます。)に係る株式を除き、該当事項はありません。 ただし、当該割当予定先の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社は、当社の普通株式1,025,383株を保有しております。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。 ただし、当該割当予定先の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社との間には、貸出取引があります。
技術または取引関係	該当事項はありません。 ただし、当該割当予定先の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社との間には、証券代行取引等があります。

イ) 株式付与E S O P(Employee Stock Ownership Plan)信託の概要

当社は、三菱UFJ信託銀行株式会社の間で、当社を委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする株式付与E S O P信託契約(以下「E S O P信託契約」といい、E S O P信託契約に基づき設定される信託を「E S O P信託」といいます。)を締結し、E S O P信託を設定しています。また、当社は、三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で、E S O P信託契約に関する覚書を締結しており、この覚書に従い、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、共同受託者として、信託財産・指図書等の受渡事務、信託財産の運用の執行、信託財産の保管・決済、信託財産に関する租税・報酬・諸費用の支払いおよび信託の計算ならびに信託財産に係る源泉徴収事務(以下「具体的信託事務」といいます。)を行うことから、割当予定先は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口・75940口)とします。

ロ) E S O P信託の内容

当社は、国内外の当社グループ幹部を対象に、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高いインセンティブプランとして、2014年度よりE S O P信託を活用した株式付与制度(以下「本制度」といいます。)を導入しています。

E S O P信託とは、米国のE S O P制度を参考にした従業員インセンティブプランであり、E S O P信託により取得した当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」といいます。)を、職位や業績目標の達成度等に応じて当社株式から生じる配当金とともに従業員に交付または給付する制度です。

本制度において、当社は、毎年、連続する3事業年度を対象とするインセンティブプラン(初回は2014年度から2016年度までの3事業年度を対象とし、2回目は2015年度から2017年度までの3事業年度を対象とし、以後同様とします。)として、当社株式の取得資金を拠出し、当社グループ幹部のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託期間約3年間のE S O P信託を設定します。すなわち、ある事業年度、その翌事業年度および翌々事業年度に、それぞれ異なる(信託期間3年間の)E S O P信託を設定することがあるため、本制度が継続される限り、最大で3個のE S O P信託が併存し得ることになります。また、新たなE S O P信託の設定に代えて、既存のE S O P信託の変更(信託期間の延長等)および当該E S O P信託への追加信託を行うことにより、当該E S O P信託を継続利用することがあります(その場合、当該E S O P信託内に残存する株式は、延長後の新たな信託期間において受益者に交付する株式として活用します。)

受託者は、信託管理人の指図に従い、当社より拠出された当社株式の取得資金を原資として当社株式を、株式市場から、または当社の第三者割当による自己株式の処分もしくは新株式発行により取得し、予め当社が定める株式交付規則に従い、受益者の職位や業績目標の達成度等に応じて、当社株式等を、当社株式から生じた配当金とともに、信託期間中の一定時期に、受益者に交付または給付します。

当社は、2019年5月14日開催の取締役会において、国内外の当社グループ幹部を対象に、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、2019年度においても引き続き本制度を継続することを決議しています。2019年度における本制度の継続に際し、当社は、新たなE S O P信託の設定に代えて、2016年度に設定済みのE S O P信託(以下「本信託」といいます。)の信託期間を延長し、当社株式の取得資金を追加信託します。本信託の受託者は、予め当社が定める株式交付規則に基づき受益者に交付(本信託内で当社株式を換価した上で、換価処分金相当額の金銭を給付することを含みます。以下同じです。)すると見込まれる株式数から、本信託の信託財産として残存していると見込まれる株式数(本有価証券届出書の提出日(2019年5月14日)に残存する株式のうち2016年度における本制度にかかる当社株式等の交付または給付後にも残存すると見込まれる株式数をいいます。以下同じです。)を除いた数である11,350,000株の当社株式を、当社からの第三者割当による新株式発行によって取得します。

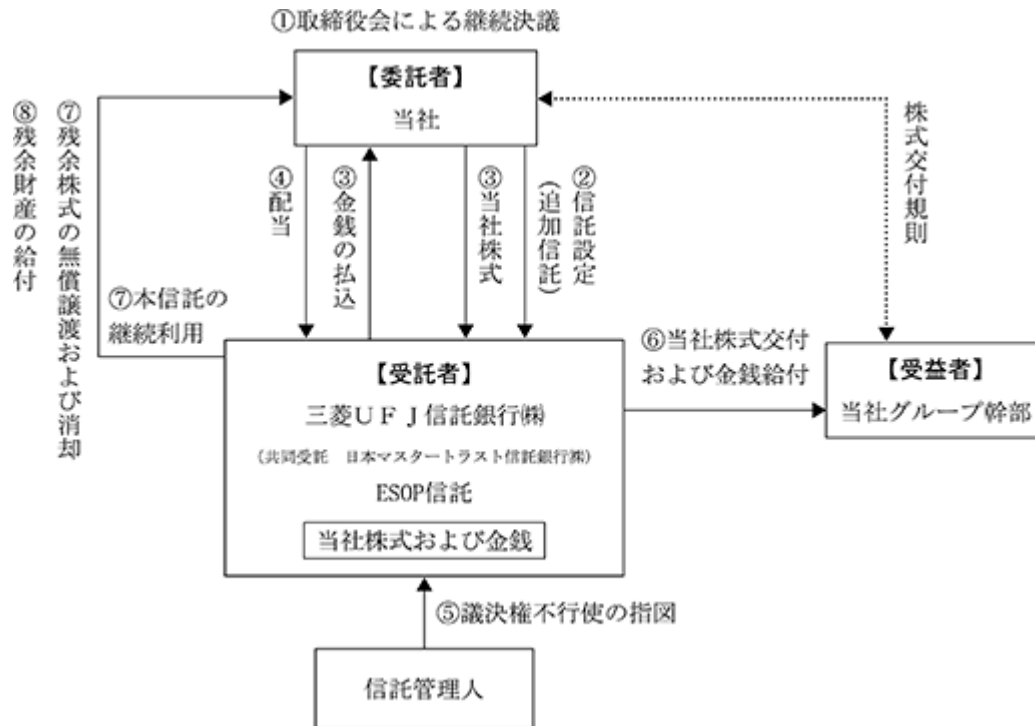
第三者割当による新株式発行については、本有価証券届出書の効力発生後に、当社と共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で締結予定の株式総数引受契約に基づいて行われます。日本マスタートラスト信託銀行株式会社が取得した当社株式は、E S O P信託契約に基づき、信託期間内の一定の時期において、株式交付規則に基づき受益者となった者に対して交付いたします。当社株式の交付については、当社または信託管理人から受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社に請求し、受益者確定手続完了後遅滞なく、受益者に対し、受益者の指定する証券会社の本人名義の口座に振り替える方法により行います。

また、E S O P信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権については、信託期間を通じ、行使しないものとしたします。

八) 参考(本信託の概要)

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
信託の目的	国内外の当社グループ幹部に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
受益者	国内外の当社グループ幹部のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者(公認会計士)
信託契約日	2016年5月20日(2019年5月31日付で信託期間を延長する旨の変更契約を締結予定)
信託の期間	2016年5月20日～2019年8月末日(2019年5月31日付の変更契約により、信託期間を2022年8月末日まで延長予定)
本信託に関する制度開始日	2016年7月1日(本制度の継続により、2019年度においては2019年7月1日より開始予定)
議決権行使	行使しないものとします。
取得株式の種類	当社普通株式
取得株式の総額	49,009,300,000円
株式の取得時期	2019年6月10日
株式の取得方法 (信託設定時)	第三者割当による当社株式の取得 (第三者割当の方法による新株式発行)
帰属権利者	当社
残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

二) 2019年度におけるESOP信託の仕組み



当社は、取締役会において、2014年度より導入している本制度の2019年度における継続を決議します。

当社は、本信託の信託期間を延長し、本信託に対して金銭の追加信託を行います。

本信託の受託者は、信託管理人の指図に従い、で抛出された金銭と既存の本信託に残存する金銭を原資として当社株式を当社から取得(第三者割当による新株式発行)します。

本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。

本信託内の当社株式については、信託期間を通じて、議決権を行使しないものとします。

信託期間中、受益者は、当社の株式交付規則に従い、一定の株式交付ポイントの付与を受けた上で、かかる株式交付ポイントの一定割合に相当する株数の当社株式の交付を受け、残りの株式交付ポイントに相当する株数の当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を受領します(当社株式から生じた配当金についても本信託から交付等が行われる当社株式等の株数に応じて受益者に給付されます。)

信託期間中の業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本制度と同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用するか、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得した上で、取締役会決議によりその消却を行う予定です。

本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社および当社役員と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

c 割当予定先の選定理由

当社は、2014年4月25日開催の取締役会において、国内外の当社グループ幹部を対象に、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、本制度の導入を決議し、その後、2019年5月14日開催の取締役会において2019年度における本制度の継続を決議しています。本制度の導入および継続に際しては、三菱UFJ信託銀行株式会社より提案を受け、同社のコンサルティングの品質等を総合的に判断した結果、同社をE S O P信託の委託先に選定しました。

E S O P信託契約に関して、三菱UFJ信託銀行株式会社は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と共同受託しています。三菱UFJ信託銀行株式会社が日本マスタートラスト信託銀行株式会社と共同受託する理由は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、資産管理業務に特化しており、E S O P信託において生じる信託の財産管理業務についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社と事務手続等を分担することにより、効率的な運営体制が構築できるためです。

また、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、共同受託者として本信託の具体的信託事務を行うことから、「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口・75940口)」が割当予定先として選定されることとなります。

d 割り当てようとする株式の数

11,350,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口・75940口)は、株式交付規則に従い、信託期間中の一定の時期に、当社株式等を、職位や業績目標の達成度等に応じて当社株式から生じる配当金とともに従業員に交付または給付します。

なお、信託財産に属する当社株式の数、信託財産の状況等に関しては、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社から、信託期間中、毎月、報告書を受けて確認する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、本信託内に残存している金銭および当社から本信託に拠出される追加信託金が払込期日において信託財産内に存在する予定である旨、E S O P信託契約により確認を行っています。

g 割当予定先の実態

割当予定先は、E S O P信託契約の共同受託者として、割り当てられた当社株式について、E S O P信託契約および信託管理人の指図に従って具体的信託事務を担当します。

信託管理人は、(1)弁護士、公認会計士(委託者が顧問契約を締結している者を除きます。)であること、(2)委託者、その役員または重要な管理職(以下「役員等」といいます。)、役員等であった者、役員等または役員等であった者の親族、その他特別な利害関係を有する者以外の者であることを要件としており、いずれの要件にも該当する者から、委託者(当社)と受託者(三菱UFJ信託銀行株式会社)が協議の上、選任するものとします。なお、本信託においては、信託管理人1名を常置し、信託管理人は公認会計士 田村稔郎氏としております。

信託管理人は、本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使を行うため、E S O P信託契約に従った議決権行使の指図を、書面にて受託者に提出するものとします。議決権行使の指図の内容は、議決権を不行使とする旨が、E S O P信託契約により定められております。

割当予定先が暴力もしくは威力を用い、または詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)であるか否か、および割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、日本マスタートラスト信託銀行株式会社の出資者、出資比率、役員等について、当該会社のホームページ、ディスクロージャー誌の公開情報等に基づき調査し、問題がないこと、また、それらに掲載されている「反社会的勢力に対する基本方針」に関する取組みについて割当予定先の企業行動規範により確認いたしました。

また、受託者から、E S O P信託契約において、割当予定先が暴力的な要求行為または法的な責任を超えた不当な要求行為等を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことの確約を受けております。さらに、2019年5月31日付で当社と受託者および信託管理人との間で締結する予定であるE S O P信託の信託期間を延長する旨の変更契約においても、割当予定先について、同様の表明および確約を受ける予定です。

その結果、割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口・75940口)が特定団体でないことおよび割当予定先が特定団体等と何ら関係を有していないと判断しました。なお、当社は、その旨の確認書を、東京証券取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所および札幌証券取引所に提出しています。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠および合理性に関する考え方

本新株式発行は、本制度の継続を目的として行います。

発行価格は、恣意性を排除した価格とするため、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、本新株式発行に係る取締役会決議日の前営業日(2019年5月13日)の東京証券取引所における当社株式の終値である4,318円としました。

本新株式発行に係る取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値を採用したのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、発行価格として合理的であると考えたためです。

また、当該株価は、東京証券取引所における当該取締役会決議の直前1カ月間(2019年4月15日から2019年5月13日まで)の終値の平均値である4,176円(円未満切捨て)に103.40%(乖離率3.40%、小数点第3位を四捨五入。以下同じ。)を乗じた額であり、同直前3カ月間(2019年2月14日から2019年5月13日まで)の終値の平均値である4,455円(円未満切捨て)に96.92%(乖離率 3.08%)を乗じた額であり、同直前6カ月間(2018年11月14日から2019年5月13日まで)の終値の平均値である4,315円(円未満切捨て)に100.07%(乖離率0.07%)を乗じた額であります。

以上により、当該株価は、特に有利な発行価格には該当しないものと判断しました。

なお、当社の監査等委員会は、上記発行価格の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な発行価格には該当しない旨の意見を表明しております。

b 発行数量および株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

発行数量につきましては、株式交付規則に基づき信託期間中に当社グループ幹部に交付(本信託内で当社株式を換価した上で、換価処分金相当額の金銭を給付することを含みます。)すると見込まれる株式数から、本信託の信託財産として残存していると見込まれる株式数を除いた数(11,350,000株)であり、その希薄化の規模は、2019年3月末日現在の発行済株式総数1,565,005,908株に対し0.73%(小数点第3位を四捨五入、2019年3月末日現在の総議決権個数15,638,903個に対する割合0.73%)です。

また、本新株式発行により割り当てられた当社株式は、株式交付規則に従い当社グループ幹部に交付されるものであり、流通市場への影響は軽微であると考えています。

以上により、本新株式発行による影響は軽微であり、合理的であると判断しています。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数 の割合	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の 総議決権数 に対する 所有議決権 数の割合
THE BANK OF NEW YORK MELLON AS DEPOSITARY BANK FOR DEPOSITARY RECEIPT HOLDERS (常任代理人 株式会社三井 住友銀行 デットファイナ ンス営業部)	ONE WALL STREET, NEW YORK, N. Y. 10286, U. S. A (東京都千代田区丸の内1丁 目3番2号)	118,250	7.56%	118,250	7.51%
日本スタートラスト信託 銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番 3号	109,549	7.00%	109,549	6.95%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番 11号	85,405	5.46%	85,405	5.42%
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目 6番6号 (東京都港区浜松町2丁目11 番3号)	35,360	2.26%	35,360	2.24%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8番 11号	34,260	2.19%	34,260	2.17%
JP MORGAN CHASE BANK 380055 (常任代理人 株式会社みず ほ銀行決済営業部)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, UNITED STATES OF AMERICA (東京都港区港南2丁目15番 1号 品川インターシティA 棟)	30,324	1.94%	30,324	1.93%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行 東京支店 カストディ業務 部)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目 11番1号)	26,787	1.71%	26,787	1.70%
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みず ほ銀行決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U. S. A (東京都港区港南2丁目15番 1号 品川インターシティA 棟)	24,673	1.58%	24,673	1.57%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みず ほ銀行決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A (東京都港区港南2丁目15番 1号 品川インターシティA 棟)	23,775	1.52%	23,775	1.51%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口1)	東京都中央区晴海1丁目8番 11号	22,798	1.46%	22,798	1.45%
計	-	511,181	32.68%	511,181	32.45%

(注) 1 2019年3月末日現在の株主名簿を基準として記載をしています。

2 株式数は、千株未満を四捨五入して表示しております。議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

3 割当先は、「日本スタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口・75940口)」となるため、上記の日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数は増加しません。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第141期(自2017年4月1日 至2018年3月31日)2018年6月28日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第142期第1四半期(自2018年4月1日 至2018年6月30日)2018年8月10日関東財務局長に提出

事業年度 第142期第2四半期(自2018年7月1日 至2018年9月30日)2018年11月8日関東財務局長に提出

事業年度 第143期第3四半期(自2018年10月1日 至2018年12月31日)2019年2月14日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の提出日(2019年5月14日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年7月2日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の提出日(2019年5月14日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号の規定に基づく臨時報告書を2018年10月26日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の提出日(2019年5月14日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号の規定に基づく臨時報告書を2018年11月16日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の提出日(2019年5月14日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号の規定に基づく臨時報告書を2018年11月20日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の提出日(2019年5月14日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号の規定に基づく臨時報告書を2018年12月3日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の提出日(2019年5月14日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年12月7日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の提出日(2019年5月14日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づく臨時報告書を2019年1月10日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の提出日(2019年5月14日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2019年1月16日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書および四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の提出日(2019年5月14日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の提出日(2019年5月14日)現在においてもその判断に変更はなく、また、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

武田薬品工業株式会社本社
(大阪府大阪市中央区道修町四丁目1番1号)
武田薬品工業株式会社東京本社
(東京都中央区日本橋本町二丁目1番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中央区栄三丁目8番20号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)
証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。